

別記 3

委託料の算定方法及び支払い方法

委託料の算定方法は、以下のとおりとする。

- 1 乙は、次の1食あたりの業務委託費単価に甲が指示した食数を乗じて算定する。
 - (1) 朝食： 円(税込)
 - (2) 昼食： 円(税込)
 - (3) 夕食： 円(税込)
- 2 甲は、食数の変更を喫食日の1日前に申し出ることができる。
- 3 入札は、1食あたりの業務委託費単価で入札すること。
- 4 参考として、令和7年度食数実績は269,121食です。
- 5 食材の調達は乙が行い、その基準額は1日1人あたり1,049円(税込)とする。
ただし、児童寮については、間食代を含む1,152円(税込)とする。
(内訳)
 - ・ 朝食 257円
 - ・ 昼食 401円
 - ・ 夕食 391円
 - ・ 間食 103円(児童寮のみ)
- 6 乙は、次の(1)と(2)の合計金額を甲に請求する。
 - (1) 1で算定した委託費
 - (2) 5で示した範囲の食材料の仕入れに要した材料費に甲が指示した食数を乗じた額とし、請求書・納品書の写しを甲に提出すること。

別記 4

従業員配置基準

配置する人員は、次のとおりとする。（常勤換算人員）

- ・ 栄 養 士 : 1 名以上
- ・ 調 理 師 : 6 名以上
- ・ 調 理 員 : 6 名以上

（１）乙は、障害者への給食提供であることを認識し、福祉施設における給食業務に適切に対応できる従事者（福祉施設の経験１年以上の栄養士及び主任調理員必置）を常勤配置する。

（２）栄養士は栄養士資格取得者、調理師は調理師資格取得者とする。